○輔仁会激励金に関する申し合わせ（平成1年6月2日施行）

輔仁会激励金に関する申し合わせ

平成元年６月２日
施行

改正　平成10年４月１日　平成15年６月６日
平成20年６月３日　平成21年６月２日
平成22年６月１日　平成25年４月１日

1　激励金は、運動部系、文化部系を問わず地方予選を勝ち抜き、全国大会に出場する者が所属する部、同好会、愛好会（以下「部」という。）に対し、出場者数分（１名につき5,000円）を交付する。
2　「出場者」には、補欠として遠征する選手と、当該大会出場に伴う業務のため同行するマネージャーも含まれる。
3　交付された激励金の使途は、部の判断に委ねる。
4　激励金を交付される部は、大会終了後、その結果を所定の様式とともに根拠資料を添付の上、取扱い窓口（大学においては学生課、女子大学においては学生部、各科においては事務室）を通し総務部総務課に報告する。
5　全国大会入賞者（３位以内）には、その所属する部に対し、輔仁会特別賞として優勝30,000円、準優勝20,000円、第３位10,000円を交付する。
6　全国大会を勝ち抜き、国際大会に出場する場合は、その所属する部に対し、激励金を１名につき10,000円、また、単なる親善試合の場合は、１名につき8,000円を交付する。ただし、いずれの場合も10名分を限度とする。
7　国際大会入賞者（３位以内）には、所属する部に対し、輔仁会特別賞として優勝50,000円、準優勝30,000円、第３位20,000円を交付する。
8　この申し合わせの改正は、輔仁会理事会の議を経るものとする。

附　則

この申し合わせは、平成元年６月２日から施行する。

附　則

この申し合わせは、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この申し合わせは、平成15年６月６日から施行する。

附　則

この申し合わせは、平成20年６月３日から施行する。

附　則

この申し合わせは、平成21年６月２日から施行する。

附　則

この申し合わせは、平成22年６月１日から施行する。

附　則

この申し合わせは、平成25年４月１日から施行する。